

お知らせ

令和6年3月25日

課名	スポーツ振興課・文化振興課
担当	緒方 ・ 岸本
内線	3169 ・ 3145
直通	086-226-7467 (スポーツ) 086-226-7903 (文化)

「新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を策定しました！

少子化や学校の働き方改革が進行する中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、新たな地域クラブ活動の構築を目指す市町村等の参考となるよう、ガイドラインを策定したので、お知らせします。

記

1 ガイドラインの概要

(1) 地域クラブ活動の充実に向けた県の方向性と取組等

①方向性

誰もが身近にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりを進める中で、学校部活動の地域移行の受皿となる地域クラブ活動の充実に取り組む。

②取組

- ・ 指導者の量の確保に向けた人材の把握、掘り起こし、人材バンクの充実
- ・ 指導者の資質の向上のための研修会の開催（技術、体罰・ハラスメント等の根絶）
- ・ 市町村等との意見交換、情報共有 等

(2) 市町村等の取組に係る県の考え方等

- ・ 運営団体等の整備充実や関係者間の連携体制の構築
- ・ 指導者の資質の向上と量の確保
- ・ 競技・大会志向だけでなく多様な活動内容の確保 等

2 ガイドラインの公表

スポーツ振興課及び文化振興課のホームページに掲載

※市町村・関係団体等からの意見に対する回答も併せて掲載しています。



☆ガイドラインはこちらから☆